



商工かるまい 簡易版



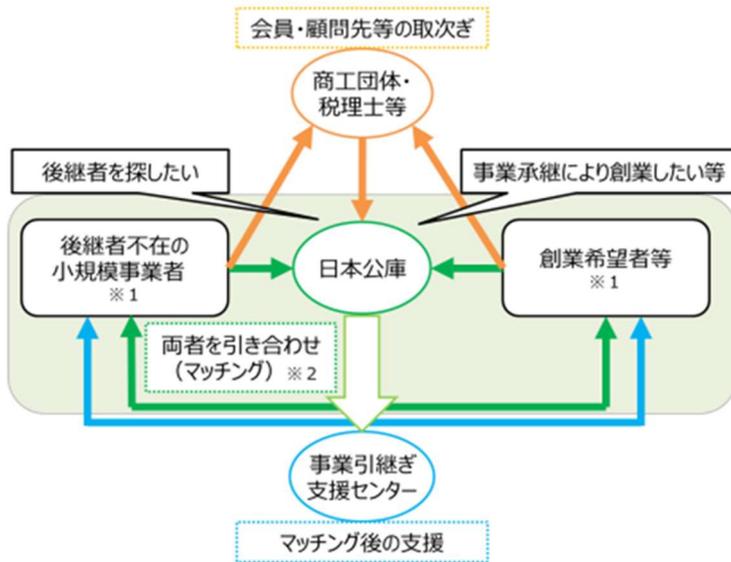
令和6年12月 発行

日本政策金融公庫による事業承継マッチング

日本政策金融公庫(国民生活事業)の事業承継マッチング支援は、後継者が不在などを理由に「事業を譲り渡したい」とお考えの方と、創業や事業拡大等に向けて「事業を譲り受けたい」とお考えの方をつなぐ、マッチングサービスです。

事業承継マッチング支援は、後継者不在の小規模事業者から、「第三者に事業を譲り渡したい」というニーズを引き出し、「他の事業者から事業を譲り受けたい」という事業者等の中から希望条件の合致するケースを探して、両者の引き合わせ及び引き合わせ後に生じる事業・株式譲渡の手続を支援する取組となっています。

引き継ぎたい、引き受けたい、のどちらでも登録が可能な制度です。



年末年始の資金調達にお困りの際は…

日本政策金融公庫が斡旋するマル経(小規模事業者経営改善資金貸付)は、年末年始の資金調達についての相談を強化しています。

資金移動が活発となる年末年始を、安心して過ごせるよう、軽米町商工会と日本政策金融公庫八戸支店では、皆様のご相談を常時受け付けております。

会員のみなさまの資金調達を商工会が支援します！

小規模事業者経営改善資金貸付

マル経融資のご案内

担保不要

保証人不要

低金利

マル経融資は商工会の経営指導を受けている小規模事業者のみなさまが無担保・無保証人で利用できる【日本政策金融公庫】の融資制度です

【借入枠】

2,000万円

【金利】

1.65%

軽米町新規求職者等地域雇用促進奨励事業

軽米町では、新規求職者等の地元就職を促進し、雇用の場の確保及び拡大を図るとともに地域活性化に資することを目的として、新規求職者等を雇用した事業主に対して、奨励金を交付します。

詳細は別添のチラシをご参照ください。

【対象事業所】

- ① 軽米町内に事業所を有し、現に事業を営み、雇用保険法の適用を受けている
- ② 新規求職者等を常用雇用者として1年以上継続して雇用している
※新規求職者の範囲が定められています。また、町税や社会保険に関する原則の対象も定められています。

【交付対象者】

- ① 令和3年3月2日以降に雇用された町内に住所を有する新規求職者等
(雇入れ開始日時点で満40歳以下の者)
- ② 新たに常用雇用者として、町内の事業所に1年以上継続して雇用された方

【交付金額】

交付対象者1人あたり3年間で1,020,000円です。

ただし、交付対象者が2年目以降に途中で離職した場合には、年交付対象期間の初日から離職した日までの雇用月数(1月未満切捨て)に応じて、月額により算定した額とします。

また、交付対象事業主に対する交付額は、交付年度あたり600万円を限度とします。

【申請方法】

申請書等に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、役場政策推進課までご提出ください。

申請期限は、令和7年1月31日(金)です。

(令和7年1月16日(木)に相談会を軽米町役場が開催します。)

薪ストーブ等利用拡大支援事業補助金

軽米町では、2万円以上の薪ストーブ、ペレットストーブ等を購入し設置する際に、予算の範囲内で補助金を交付します。

詳細は、軽米町ホームページでご確認ください。

【補助金額】 薪ストーブ等の購入設置費用の2分の1以内(限度額10万円)

【対象期間】 令和7年2月28日(金)まで(※申請は1回限りです)

【補助対象者】

- ・町内に住所を有し、自己又は自己と生計を同一にする親族が所有する町内に存する住宅に居住している者。
- ・補助対象者及び生計を同一にする世帯構成員は町税等を完納していること。
- ・過去にこの告示による補助金の交付を受けたことがない者。



今年も一年大変お世話になりました。皆様のご健康とご多幸を心よりお祈りいたします。
良いお年をお迎えください。

(軽米町商工会職員一同より)

